

保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

(実施機関)

_____あて

(利用停止請求者) ※ 代理人による請求の場合は代理人が利用停止請求者となります。

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所 (_____) 電話番号 _____ (_____)

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示決定に基づき開示を受けた日		年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(開示決定通知書の番号等) 文書番号 _____ 日付 _____ 年 月 日 (保有個人情報の名称等)		
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)		
本人(又は代理人本人)であることを確認することができる書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 (_____) ※ 請求書を郵送して請求をする場合には、上記の書類に加えて住民票の写し(原本)等を添付してください。		
代理人が利用停止請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	☐ 法定代理人 資格を証明する書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 (_____) ☐ 任意代理人(本人からの委任による代理人) 資格を証明する書類 ☐ 委任状 ☐ その他 (_____)		
代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等	(ふりがな) 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 本人の電話番号 _____ (_____) 本人の状況 ☐ 未成年者 (_____ 年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人の委任者		

(説明)

1 「実施機関」

利用停止請求を行う実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員）を記載してください。複数の実施機関への請求の場合は、全て記載してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

4 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の当該開示決定通知書の番号及び日付並びに名称等を記載してください。

なお、本請求書により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

5 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

保有個人情報などの規定に違反して利用又は提供がされていると考えるか、また、どのような措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるかについて簡潔に記載してください。

ア 「利用の停止」又は「消去」を求められる場合

- ① 法第61条第2項の規定（個人情報の保有限制）に違反して保有されているとき。
- ② 法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき。
- ③ 法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき。
- ④ 法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているとき。

イ 「提供の停止」を求められる場合

- ① 法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して提供されているとき。
- ② 法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して提供されているとき。

(2) 利用停止請求の理由

利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

6 利用停止請求の期限について

本請求書による保有個人情報の利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

7 本人（又は代理人本人）であることを確認することができる書類

(1) 窓口での利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求を行う個人情報を保有する課に事前に相談してください。

(2) 送付（郵送）による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写しの原本（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求を行う個人情報を保有する課に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写し

については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

8 代理人の資格を証明する書類

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

9 「代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等」

本欄は、代理人による利用停止請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の氏名、本人の住所又は居所、本人の電話番号及び本人の状況です。